

別記様式

		担当課	議会総務課
会議の名称	第5回鴻巣市議会議員政治倫理審査会		
開催日	令和7年10月16日(木)		
開催時間	午後3時08分 開会・午後6時21分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎5階 理事者控室		
議長(委員長・会長) 氏名	会長 小泉 晋史 副会長 潮田 幸子		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	小泉 晋史、田中 克美、潮田 幸子、金澤 孝太郎、 大塚 佳之、諏訪 三津枝 (6名)		
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	なし		
委員外出席議員等			
事務局職員職氏名	議会事務局長 谷 広明 議会総務課長 國島 清文 議会総務課主幹 藤平 美由紀 議会総務課副主査 星 圭也		
傍聴の可否 (傍聴者数)	可(2人)		
会議の内容	(議題) 1 参考人からの意見聴取 2 審査請求代表者からの事情聴取・質疑応答 3 審査対象者からの事情聴取・質疑応答 4 その他		
	(決定事項など) 1 次回審査会は、11月6日(木)14時開催予定とする。 2 次回審査会の内容は、審査請求代表者、審査請求対象者からの事情聴取、参考人からの意見聴取を受けて審議審査結果報告書の素案を検討する。		

(意見など)

1 参考人からの意見聴取

(1)参考人 矢島洋文議員からの意見聴取

- ・織田前議長が被疑者に電話をしたという事実を知ったのはいつか。

⇒4月24日くらいだったと記憶している。私は別の案件で議長の守秘義務に抵触するのではないかという案件を代表者に情報共有したいということで説明をした。私の説明が終わった後に別の議員から本案件についての詳細を聞いた。

- ・4月24日の代表者会議後の話し合いは、守秘義務違反があるのではないかということを前提に議論が始まったのか。

⇒議員は地方公務員法第34条に規定する守秘義務違反には適用除外で法律に基づく法令違反に当たらない。ただ個人情報を漏らしたとなると当然道義的な責任が出るのではないかということで、こういうことがありましたと説明をした。

- ・なぜ代表者会議で議題にしなかったのか。

⇒代表者会議に諮る議題ではないと判断した。副議長としての立場で「集まってください」「共通の認識を持とう」「こうした方がよい」「こうしたい」とも言ったことはない。私が知り得たことに関して情報共有し、議論していただきたいと説明をした。

- ・別の案件があるとのことだが、この要件を倫理審査請求書に入れなかったのは。

⇒別の案件は言った言わないになるからで、本案件は織田前議長が代表者6人の前で倫理審査請求書の理由書に述べているとおり発言をしたということを自分で認めているから。

- ・織田前議長、矢島前副議長、森田前局長、國島次長の4人で供覧用紙を見たとのことだが、添付書類を見たのか。

⇒そのものを見た。

- ・供覧用紙の添付書類の内容は、守秘義務違反に対応するような内容のものであったかという認識だったのか。

⇒漏洩してはいけないものだという認識だった。

(2)参考人 潮田幸子議員からの意見聴取

- ・4月24日の代表者会議後の話し合いで、織田前議長が被疑者に電話したことについて認めたのか。

⇒私もその場にいており、織田前議長は電話したと認めていた。

- ・その電話の中で織田前議長が被疑者に話した内容は。

⇒議員は仲間、仲間を守ることがいけないのかというふうな応答があった。

- ・織田前議長は「何が悪いのだ」という応答だったのか。

⇒そのように受け取れる発言だった。

(3)参考人 小泉晋史議員からの意見聴取

- ・4月24日代表者会議後の話し合いの中で織田前議員は被疑者に電話をしたことを認めたのか。

⇒電話をしたと話していた。

- ・本案件は矢島前副議長から話があったのか。

⇒矢島前副議長が別の案件を話した中で、金子議員から本案件について話があり、この件に関してそこで初めて私は聞いた。

- ・倫理審査請求書に書かれた内容以外に話があったのか。
⇒他に特に話があったという記憶はない。
- 2 審査請求代表者からの事情聴取・質疑応答
- ・審査対象者からの弁明書には「私を陥れようとしている」といった表現があつたが、そういう意図があったのか。
⇒はつきりなかつたと言える。この件については、議長として守るべきで、それを逸脱したものであり、やってはいけない行為だと考える。
 - ・本案件の日にちや経緯をわかる範囲で。
⇒3月19日以降、被疑者より実はこのような話があると聞き、慎重に取り扱うべきであることから4月24日代表者会議後に話をした。
 - ・守秘義務違反である、個人情報漏洩であると感じ倫理審査請求したのか。
⇒その通りである。
- 3 審査対象者からの事情聴取・質疑応答
- ・審査対象者からの弁明書には、「政治的目的」「狙い撃ち」「私を陥れようとしている」といった表現があるが、議長として職務にあたつた1年間で圧力を受けていると感じたときがあつたか。
⇒一度だけあつた。矢島前副議長が代表者を集めて私を抜きに内緒のような形で話をしていた時に感じた。
 - ・警察からの問い合わせが被疑者に対して電話をするきっかけではないということで間違いないか。
⇒間違いない。
 - ・警察からの問い合わせと被疑者に電話を掛けたタイミングをどう思うか。
⇒12月定例会時に行政委員に対する質問等があり、電話をかけようとしたと考えていた。たまたま悪いタイミングで電話してしまったと今は思っている。
 - ・被疑者に電話をした時間は何分か。
⇒私が伝えたのは3点だけだったので、3、4分だったと思う。
 - ・被疑者に弁護士を用意するように話はしたのか。
⇒警察が入るかもしれない、しっかり対応して、どのように対処した方がいいかわからない場合は弁護士に相談してみてはどうかとその3点を伝えた。
 - ・4月24日の代表者会議後の話し合いの中で、被疑者に電話したことについて「何が悪いのか」という発言をしたのか。
⇒代表者を副議長が集めて私に内緒のような形で話をしていたことが、私の中ではイライラしたものがあつたので言い方が強くなつたのは自分でも覚えている。電話したのは事実である。間違った正義感かもしれないが被疑者を助けたいと思う気持ちがすごくあつた。
 - ・電話をしたことが議長として知り得たことに関する守秘義務違反、個人情報保護条例に違反していると感じなかつたか。
⇒電話するに至るまで条例も調べ、ある意味抽象的なものであり条例違反に当たらないと感じた。
 - ・供覧用紙の添付書類の内容に情報漏洩してはいけないという文章が載っていたとのことだが、その文章を認識しているか。
⇒認識している。
 - ・議長としての守秘義務の対象になると考えたか。
⇒もちろん考えた。

- ・電話をした行為自体が守秘義務違反になってしまうということへの認識は。
⇒知り得たことを被疑者には話していないので、当たらないと思っている。
- ・被疑者に連絡をしたのは供覧用紙の添付書類を見た後か、前か。
⇒供覧用紙の添付書類を見た後である。
- ・参考人から警察が調べに来るような内容の連絡があったと聞いているがそれは正しいのか。
⇒私はそういうことは言っていない。
- ・供覧用紙の添付書類はどこの警察からきたのか。
⇒「大変だ」という気持ちが強かったので私は記憶はない。
- ・「大変だ」と思った理由は。
⇒被疑者に対して少しでもアドバイスしたいという、そういう間違った正義感がたくさんありました。

4 その他

- ・次回の審査会は、11月6日（木）14時から
- ・審査内容は、審査請求代表者、審査請求対象者からの事情聴取、参考人からの意見聴取を受けて審議審査結果報告書の素案を検討する。

配 付 資 料	次第
------------------	----

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。